

薬剤部 DI ニュース

医療安全管理について（シリーズ 2）

～ くすりの管理の話 ～

薬剤部では各種それぞれの薬剤を管理しています。院内には病棟や手術室、外来といった様々な場所にも薬剤が配置してあります。医療事故の中には「配置薬をとる際の確認不足」に「投与前の確認不足」が重なったために発生した事例の報告があります。事故防止の基本として確認等はさておき日頃からの整理整頓と適正管理が重要です。今回は薬剤を管理するに当たって必要な基礎的な事項について整理しました。

どこに保管するの？

薬剤は管理上「麻薬」「毒薬」「向精神薬」「劇薬」「普通薬」に分類されます。

分類	保管規定
麻薬	固定式金庫（麻薬・向精神薬取締法） 具体的には・・・ <u>固定式金庫（麻薬以外は入れない！！）</u>
毒薬	鍵のかかる場所（薬事法） 具体的には・・・ <u>固定式金庫（毒薬以外は入れない！！）</u>
向精神薬	鍵のかかる場所（麻薬・向精神薬取締法） 具体的には・・・ <u>固定式金庫、鍵のかかる戸棚、鍵のかかる引き出し</u>
劇薬	施錠については特に規定なし、ただし普通薬とは区別した場所（薬事法） 具体的には・・・ <u>劇薬は普通薬と区切ったスペース</u> で保管。
普通薬	特に規定なし

メモ 1：上記の「鍵のかかる場所」＝「金庫」ではない！！

メモ 2：麻薬を入れている金庫には麻薬以外は入れてはならない

入れていると麻薬・向精神薬取締法違反に該当

メモ 3：毒薬を入れている金庫には毒薬以外は入れてはならない

入れていると薬事法違反に該当

メモ 4：「向精神薬」＝「抗精神薬」ではない！！

鍵はいつかけるの？

	保管場所	施錠規定
麻薬	金庫	常時
毒薬	金庫	常時
向精神薬	鍵のかかる場所	注意している場合以外
劇薬	普通薬と区切ったスペース	施錠の必要なし

メモ 5：「鍵のかかる場所」は、その保管する場所に職員が常時出入りする等、注意している場合以外に施錠が必要になる。

つまり、ナースステーションに職員がいて、外部から忍び込んで盗み取ることが不可能な場合には施錠しなくてもよい。

メモ6：施錠の必要のないもの（劇薬・普通薬）を鍵のかかる場所で保管してもかまわない。（むしろ望ましい）ただし、向精神薬とは明確な仕切りが必須となる。

患者さんのくすりはどうなるの？

	患者処方薬	定数配置薬
麻薬		存在しない
毒薬	×	
向精神薬	×	
劇薬	×	
：規定の方法で保管 ×：規定なし		

金庫にいれる薬剤は具体的になに？

法的規制、病院機能評価、医療安全より金庫に入れる必要なある薬剤は以下にまとめました。

麻薬	
注射	アンペック注、フェンタニル注射液、アルチバ静注用、ケタラール筋注、ケタラール静注
内服	オプソ内服液、MSコンチン錠、オキシコンチン錠、オキノーム散、リン酸コデイン錠
外用	アンペック坐剤、デュロテップパッチ
毒薬	
注射	マスキュラックス静注用、サクシン注射液、ミオブロック静注

鍵のかかる場所で保管する薬剤は具体的になに？

法的規制、病院機能評価、医療安全より鍵のかかる場所での保管の必要な薬剤は以下にまとめました。

向精神薬（第2種向精神薬および第3種向精神薬の一部）	
注射	ペンタジン注射液、レバタン注、ドルミカム注、ホリゾン注
外用	レバタン坐剤、ダイアアップ坐剤
内服	ロヒプノール錠、ハルシオン錠、トリアゾラム錠、コンスタン錠、ドラール錠、ランドセン錠、セルシン錠、メイラックス錠、マイスリー錠
劇薬（可能な限り・・・）	
薬剤名が赤字のものはすべて	
向精神薬と同じ保管を行うことが望ましい薬剤	
注射	セレネース注、アキネトン注、コントミン注、アレビアチン注、アタラックスP注
内服	ヒルナミン錠、コントミン錠、セレネース錠、アモバン錠、リスミー錠、デパス錠

特に保管する法的規制はないが患者処方分で上記に該当する薬剤は医療安全の観点より「鍵のかかる場所」での一括管理を行うのが望ましい。ただし、保管に際して定数配置薬とは区切って保管することが必要条件となる。別の引き出しに保管もしくは明確な仕切りを作って保管